

明治前期多門院・溝尻の山論と裁判

東 昇

はじめに

本稿は、明治6～20年代に発生した、加佐郡多門院村と溝尻村（現舞鶴市）間における、山の入会をめぐる山論と裁判を分析している。対象とする主な資料は、舞鶴市多門院地区が所蔵する多門院区有文書である。別稿「舞鶴市多門院区有文書解題—近代の山論・裁判と文書群形成」で詳述したように、同文書は本山論の裁判の過程で形成された文書群といえ、この裁判を理解する上で重要な資料である。ただし相手側の溝尻の資料を未確認であるため、一方的な解釈となる可能性はある⁽¹⁾。しかしこの時期の裁判資料には双方の主張が記され、また多門院も溝尻の提出した資料を数多く写し収集しているため、溝尻の主張の概要は判明する。近世近代移行期の山論は、地租改正や入会山の官有林移管など制度変化するなかで新たな問題が発生し、村人が対応していく。しかし近代裁判制度のなかで、証拠や主張の根拠に近世からの慣行や文書が数多く採用されており、近世からの連續性も指摘できる。明治前期の同様の事例として、加佐郡餘部下村の布川家文書に長浜村との山論資料があり、証拠に近世の慣行や文書を利用している⁽²⁾。また渡辺尚志は、出羽国村山郡の近世から近代に継承される山論と裁判について紹介している⁽³⁾。この裁判は、本事例と同様に大審院まで上告され、明治16年4月に判決が出ており、ほぼ同時期の事例といえる。

以下、明治前期の多門院と溝尻の山論と裁判について、年次を追って出訴先別に、1明治6～8年豊岡県、2明治14～16年京都裁判所宮津支庁・大阪上等裁判所・大審院、3明治19・20年広島控訴裁判所と3時期にわけて詳述する。そして4では、山論の背景の一つと考えられる桐実生産の実態についてあきらかにしたい。

1 明治6～8年豊岡県での裁判

1－1 山論事件の来歴

山論の全体の経緯は、「山論事件ノ来歴」に明治6年から20年まで年次を追ってまとめられている⁽⁴⁾。それによると明治6年8月、溝尻は豊岡県宮津支庁へ出訴し裁判が開始される。判官（支庁職員）は溝尻に加担し、多門院に対し種々厭制の行為があり、ついに聽命違背により多門院側は白洲へ拘留、入獄させられた。対して多門院は豊岡本県へ指図を乞い嘆願し、本県での裁判となる。明治8年1月には、溝尻の証拠は無効とさ

れ本件は願下、多門院は勝訴した。

その後、行政処分が行われ多門院所有の山と確定するため、明治 12 年 12 月京都府より多門院専権独有的の書下を受領した。また加佐郡役所は、溝尻・多門院を同時に召喚し、多門院に対し達書を下付した。翌年には山地券が交付され、裁判は 7 年後に決着する。

しかし明治 14 年 1 月、溝尻は京都裁判所宮津支庁へ再び出訴し、前年両三度の済口は、多門院の勝手な行為であると主張し、8 月 10 日再び裁判となつた。多門院はこれに承服せず、11 月大阪上等裁判所へ控訴し、明治 16 年 6 月 1 日裁決が出された。対して溝尻は 8 月大審院に上告、同院は明治 17 年 7 月 23 日大阪控訴裁判所の裁判を破毀し広島控訴序へ移管した。そして溝尻より明治 19 年 4 月広島控訴院へ審判願が提出された。その後、多門院は、溝尻の主張の不当性を数回弁論したが、明治 20 年 3 月 23 日…、と以後欠損しており結果は不明である。しかし明治 43 年「耕畠・油桐・□□畠名寄帳」の末尾には、溝尻所有の共有山 11 筆 5 町 4 反 5 畝余が登録されていることから、溝尻の主張が採用され多門院は敗訴したと考えられる⁽⁵⁾。

1－2 地券交付と溝尻の願出

豊岡県における裁判の資料は、明治 6 年 12 月 20 日「明治六八月ヨリ同十二月入山御差留二付、諸書差上候迄訴状并ニ嘆願書写」と、明治 7 年 9 月 14 日「明治第七九月十四日、取扱人江差出候始末書之下書」の 2 点である⁽⁶⁾。両資料には、裁判関連の提出文書が数多く写され、それらを基に裁判の経緯を示す。

明治 6 年 8 月溝尻から豊岡県への「乍恐奉願口上覚」には、溝尻の主張が記されている。祖母谷 3ヶ村（溝尻・堂奥・多門院）の野山一帯は昔から入会の場所であったが、多門院は山地券交付の際に溝尻の入会場所は字平尾のみと主張した。そのため多門院と示談したが聞き入れられず、村の行末が難儀となった。これまで通り野山の入会を多門院に認めさせるよう願い出たものである。

同年 8 月 29 日、豊岡県聴詔課掛の京田から多門院に対して、溝尻が野山の惣入会を主張しているが、反論できる書面の存在について問い合わせがあった。9 月 3 日には、多門院の反論が提出され、これまでどの村とも入会に関する争論はないので、証拠となる書面はない。証拠とするならば、当夏、溝尻・堂奥が御一新に際して野山への立入許可を求めてきたことである。そして溝尻が年月や双方の調印がある書面を提出したならば、こちらは異論は唱えないと回答した。京田は、まず両村を帰村させ、旧舞鶴藩の記録を調査する旨を伝えた。

9 月 5 日、聴詔場において、多門院側は書付はないが老人の言い伝えとして、溝尻より丹波山へ「忍耐」に往来する為に、多門院奥より平尾を通る道を造らせて欲しいと打診があった。しかし 33 年前の天保 12 年（1841）以降往来はないとする。また両村から提出された野山絵図面は大きく相違していた。多門院絵図面の野山は狭く描かれており、溝尻は野山の開拓の結果と主張し、対して多門院は開拓していないと反論した。

9 月 22 日、聴詔場において、溝尻が証拠として差し出した近世文書 2 点について審議された。まず明和元年（1764）10 月 27 日の申渡には、多門院・森・行永・堂奥が法度に背き林・畑を開拓した。それに対して新林は草山に、新畑は検分し歩附を課せられ草山にする。そして浜より森・行永の山内へ草苑する際は争論しない様に、溝尻・堂奥・多門院へ立ち入る場合も同様と沙汰したとある。つぎに明和元年 7 月「一札之事」は、溝尻から与保呂・常宛の文書である。多門院の新林・新畑の申告に相違があった旨、溝尻より通達し、他村立ち会いのもと吟味した。うち「新林荒シ覚」として 4 か所の字が記されていた。これに対して多門院は、調査したが関連の古書や聞き伝えはないと主張している。

9月24日、聴詔場において、多門院が先年の溝尻の肥草取盗一件を説明する。溝尻の苅草を多門院の字胡麻の段・田の上に置いていたところ紛失した一件で、森・堂奥旧戸長・副戸長が仲裁し、溝尻へ「以来苅草者途中ニ不差置様」と伝えた。

1－3 多門院の反論、仲裁人

明治6年12月2日、多門院百姓一統の「口上覚」が出され、裁判初のまとまった反論がなされた。

- ①字横尾は堂奥、字平尾は溝尻、いずれも芝苅口明後、尾道より立ち入ってきた場所で入会の異論はない。道の普請も各村が実施
- ②33年前より平尾道筋の普請はなく、丹波山へ忍苅の通行があるのみ。今回の訴訟で溝尻が平尾の場所を知らず驚いている
- ③明和年中の廻達が、多門院ではなく溝尻だけに残っているのは不審である。森・行永・堂奥は承服し請書に調印しているのか。多門院は一切伝聞がなく承服できない
- ④訴訟対象は、多門院・堂奥・溝尻3か村野山であり、堂奥より字横尾立ち入りについての異論は出ていない
- ⑤当年、溝尻・堂奥の惣代が芝苅口明同日に入り込みたいと依頼があった。この件は断つたが、往古より入会ならば依頼する必要はない
- ⑥明治2年に凶作となり、翌3年の旧組内集会の際、堂奥・溝尻へ「蓬艾摘手札」を渡した。入会ということならば手札を受け取る必要はない
- ⑦先日、堂奥の吉田、森の高橋両人へ尋問された際も惣入会の件は知らないということだった。その後、溝尻・多門院へ両人より話があったが、入会の件は聞いていない
- ⑧溝尻は耕地も沢山あるが、多門院は村高が少ない上に山稼ぎで存続可能な状態である。この上、惣入会になれば困窮は必至なので、以後溝尻が難題を出さないよう指導してほしいと、反論した。以前から一部入会は認めるが、惣入会はないと主張している。その後、12月8日、多門院は先の「口上覚」にあった蓬艾摘手札を証拠として提出したが、溝尻・多門院ともに野山へ入山禁止となった。少高の多門院は、生活困難な状態となったが、伝達所の杉浦の指示により、これ以上の交渉は中止した。冬の降雪のため山稼ぎも不可能となり、雪が解け次第、調査を再開することとなる。

明治7年2月、多門院は入山を歎願したが不許可となった。対して5月27日溝尻から出された入山願は許可され、多門院へは入山に際して同道するよう指示があった。多門院は溝尻の入山見合を申し出たが、田植えまでの時間や肥草の手当もなく、当年1回限り10日間と制限していたので仕方なく同道した。しかし肥草は不足し、隣接する丹波山の野山1か所を買い入れることになった。

7月2日、区長所より溝尻が再び20日間の入山願を提出し同道の指示があった。県の聴詔課より請書提出の厳重通達もあり、目に余る溝尻への巣窟、不平等は問題であると指摘した。多門院は、本県へ上告するか、裁判を開くかを願い出たが、与謝・加佐郡は宮津支庁管轄なので本県扱いはできず、裁判も難しいとされ、仕方なく7月15日に帰村した。8月13日書面にて再度本県への上告を願い出たが、8月27日多門院・溝尻ともに証拠がないので上告不可と通達があった。多門院は、双方に証拠がないのならこれまで通り多門院の野山であり入山させてほしい、その場合上告しないと伝えたが、不許可のままであった。その上、本県への願い出を実行する場合、監獄所で縛附すると脅されたが、縛附になんて仕方なく至急に願い出たいと掛け合う。至急の出県は不可能なので郷宿へ控えるように指示があり、8月28日帰村を申し出た。

そして宇留間・今西へ本件の取扱（仲裁）が指示され、多門院は少高の上に突然の訴訟で村費の漏出となり、溝尻を恨んでいると嘆願した。また①多門院は証拠があるが、

溝尻の無証拠を承知の上で仲裁するのか、②両人が野山見分する際には、境争論ではないので、両村同時立ち会いではなく、前日に溝尻、翌日に多門院とするように、③溝尻の無証拠を承知するならば、今回の訴訟を取り下げ和済したいと願い出た。

その後、多門院は、9月14日取扱人へこれまでの経緯を説明、11月25日区長・取扱人のいる会議所へ出頭し、上告になると費用はかかるが仕方がないと返答した。その後の経緯は不明であるが、先述した「山論事件ノ來歴」に山論は終結とある。また「山論書類合表」によると、明治10年7月京都府宮津支庁から多門院に対して、溝尻へ字平尾の肥草刈取を5日に限って許可するよう達が出され、続いて溝尻惣代の受書がある⁽⁷⁾。受書には、つぎのように8ヶ条の村人への申聞が記されている。

一入山途中木枝一本草一莖たり共手折り鎌刃二掛申間敷事
一途中大勢通行仕間敷候事
一多門院村之人ニ行逢候節ハ道を譲り可申候
一入山区域外へ一鎌も茹出し申間敷候
一彼より何事仕掛け候とも是より一切相手相成間敷候、若シ不法等有之節其場ヲ仕舞事實上申可仕候
一入山中村長之者一両名付添罷越可申候
一茹取中歌杯うたひ申間敷事
一入山中取締ニ於テ平等ニ為茹取可申事

のことからも、多門院側の主張である字平尾限定の草刈（入会）のみが許可されたと考えられる。

2 明治14～17年京都裁判所宮津支庁・大阪上等裁判所・大審院での裁判

2-1 始審、控訴、上告、破毀

明治14年以降の裁判の流れは、溝尻の明治19年4月26日「野山入会差拒壱件、大審院破毀裁判後之審判願」、司法省『大審院民事判決録』から判明する⁽⁸⁾。まず溝尻が明治14年1月11日始審起訴、2月1日答弁、8月10日裁判（判決）とある。そして多門院が10月6日大阪控訴裁判所へ控訴、11月23日答弁、明治16年6月1日裁判、溝尻が8月16日大審院へ上告、明治17年7月23日判決、大阪控訴裁判所の判決を破毀している。

この時期の裁判は、「始審裁判書類ノ正写」に詳しい⁽⁹⁾。まず多門院の明治14年10月6日「野山入会差拒ミノ控訴状」は、大阪上等裁判所への控訴である。原告は多門院と代人池田秀亮、被告は溝尻と代言人青内勝之とあり、池田がまとめている。控訴状の最初の部分には、始審となった京都裁判所宮津支庁における明治14年1月17日から8月10日裁判申渡まで、出頭13回の記録と判決文がある。始審は原告溝尻、被告多門院で、判決は多門院が主張する入会ではない証拠もなく、溝尻が地方庁の理解を請け出訴していることから、「原被告村入会ノ野山ナリト認定」し、訴訟費用は被告負担と多門院の敗訴となった。

そのため10月6日多門院は控訴した。池田は大阪上等裁判所へ、京都裁判所宮津支庁の判決は不当であり、すでに豊岡県聴証課が溝尻は争論する権利なしの裁決を下していると、控訴弁明を行った。対して溝尻代言人菊池侃二是、11月12日「野山入会差拒控訴之答書」を提出し、つぎのように答えている。

①明和元年（1764）旧藩郡方役所日記の溝尻・浜への言渡は、野山全体へ言及した証拠である。②明和2年、天保14年（1843）の旧藩郡方役所日記にも証拠がある。③明和元年、多門院と争論の際の案文・済書もあり、手跡を別文書と比較したが相違ない。④この争論は、明治6年地券発行の際、豊岡県へ出訴し、明治13年京都府より裁判を指示され、明治14年1月11日始審裁判所へ訴えている。多門院の証拠はすべて争論以後のもので無効である。⑤明治3年争論山において、溝尻村民の積荷を多門院村民が盗み取り償った事実はない。⑥多門院の主張する文書は、多門院に加担する堂奥が作成しており無効である。溝尻側は明和・天保など近世の文書を中心に証拠として答弁している。

明治16年2月7日、池田は大阪控訴裁判所への「弁論書」において、前記の溝尻の証拠に対して異議を唱えている。①旧舞鶴藩日記写は、時々文体が変わり調整に疑うべきところがある。②明和元年新林桐畠の件は処分済であるが、明和2年に同一処分は出ない。③証拠文書の説明のみで、入会の事実・慣行がない。④山の保護に関する山焼・土砂留・道路修繕、山税収納など負担は多門院のみで、負担のない溝尻は入会の権利もないと反論している。

2－2 多門院の証拠物の変遷

明治14年の裁判では、多門院の証拠物の写が3件現存する。まず①明治14年1月18日の「証拠物之写」には、第1～8号の8点、文書の内容が記される⁽¹⁰⁾。証拠物の詳細は表1に示したが、6号の明和元年の書付写以外は、明治6～14年の文書である。例えば1号の明治12年12月11日「山反別書上」は、京都府が多門院に対して、柴草山・桐実山・立木山の山地を民有地第1種に編入した指示である⁽¹¹⁾。「証拠物之写」の1丁上部には、「改メ書直シタル故、コレハ反古同様ナリ」とあり、改訂したため反古になったことが分かる。

つぎの②明治14年2月1日～7月「証拠物之写」には、第1～12号の12点が記される⁽¹²⁾。追加は9号以下4点、ほとんどが明治10年、一部明治14年である。2月1日付の9号は「茲ニ西ノ内一枚ノ見取絵図ヲ挿入シ捧呈セリ」とあり、西内紙の絵図であった。絵図は写されていないが、「第九号」と注記された絵図があり、溝尻・堂奥・多門院3村を範囲とし、国境・他村界・耕地・川・道路・耕地山界・論地等を色分したものである⁽¹³⁾。その後、2月7日10号、2月19日11号、7月14日12号と順次追加される。12号は明治14年6月17日の京都府の地券写15通であり、直前の文書も証拠として採用している。

最後の③明治14年10月5日「証拠物之写」には、第1～15号の15点が記される⁽¹⁴⁾。追加は13号以下3点、明治6～14年である。特に14号は、山焼の記録で明治12年4月24日～明治14年4月18日の3通で構成される。例えば明治12年「共有山火入願」は、多門院から京都府知事宛、村内の字吉国7反・芦谷6反・大松尾3反のいずれも村持の柴草山を、「今般茨木等繁茂仕、猪鹿猿狐之類寄集り農作物を相荒シ、村内困難仕候ニ付、右反別之内火入れ焼払」と記される。茨の繁茂が害獸を集め、農作物へ被害を及ぼすため火入れを実施したいとある。明治13年3月23日には田代・横尾・材木奥・芦谷・大口・さふ峠、明治14年4月18日には田代・材木奥・芦谷・大口・さふ峠と、日付も場所も変化している。

多門院に対して溝尻の「証拠物写」は明治14年11月12日の1点、それもつぎの10号近世文書写のみである⁽¹⁵⁾。

表1 明治14年証拠物

番号	年月日	表題	作成・宛名他	出典
1号	明治12年12月11日	山反別書上（柴草山・桐実山・立木山）	京都府→多門院村	22（明治14年1月18日）
2号	明治8年1月25日	訴状御下願書（諸入費嵩）	溝尻・多門院→豊岡県参事	
3号	明治6年9月	乍恐口上覚（溝尻刈草取押）	森・堂奥→宮津支庁、明治14年1月16日確認	
4号	明治6年12月	記（蓬艾摘札貰受）	堂奥→多門院	
5号	明治8年8月2日	伺書（山分割不承服、捕縛）	多門院代言人高橋→豊岡県令	
6号	—	〔明和元年文書写（森・行永・多門院・堂奥）〕		
7号	明治6年12月2日	乍恐以書附奉申口上覚（溝尻への反論）	多門院→宮津支庁	
8号	明治14年1月18日	御願書（溝尻主張の帳簿確認）	多門院→京都府知事	
1号	—	明和元年申渡（森・行永・多門院・堂奥）		
9号	—	〔絵図〕		
10号	明治10年5月9日	於テ祖母谷ニ肥柴草苅取願	溝尻→京都府知事	
付属	明治10年7月	字祖母谷一時肥柴草苅取御免ニ付御受書（5日間、8ヶ条の定）	溝尻、10号の請書	
11号	明治10年7月3日	乍恐奉歎願口上之覚（溝尻入山断）	多門院→京都府知事	
12号	明治14年6月17日	〔野山地券写〕	京都府→多門院、15通	
13号	明治10年4月3日	山税証	京都府→多門院	56（明治14年10月5日）
14号	明治12年4月24日	共有山火入願	多門院村→京都府知事、3通	
15号	明治6年8月	乍恐奉願上口上覚（祖母谷3村野山往古より入会場所、山地券願、平尾のみ入会）	溝尻村→豊岡県宮津支庁	

第十号 一札ノ事

一多門院村新林新畑先達相改帳面被差出候得共、新林ヶ所相違有之候故得心不仕候ニ付、各々様溝尻村役人百姓今般多門院村ニテ立合之上、新林十一ヶ所相違ノ書付溝尻村ヨリ差出シ、各々様一々吟味被成候処十一ヶ所ノ内五ヶ所ハ前帳面ノ内ニテ出入ノケ所六ヶ所ニ相極リ、從之六ヶ所ノ内四ヶ所ハ為荒出入下ニテ相済候様ニ御曇被下、則御曇ノ通り得心仕、然上ハ此新林ノ儀ニ付自今以後対多門院村ヘ少しモ申分無御座候、為後証ノ依テ如件

新林荒之覚

村をく	一壱ヶ所	豎五町・横壱丁
黒部家上	一同	貳反斗
小峠西ノ方	一同	豎壱町・横三十間
かしけ谷	一同	壱反斗

明和元甲申年七月廿三日

溝尻村庄屋久助判／同年寄武助判／同年寄利左衛門判
与保呂村庄屋佐右衛門殿／常村庄屋藤平殿

これは先述した明治6年9月22日に溝尻が提出した近世文書の写で、具体的に多門

院内の地名などが記された文書である。明治 14 年 3 月 15 日に常村二谷九郎左衛門が提出した文書のため、9 号までと区別して謄写したとある。二谷は宛名の常庄村屋藤平の子孫と考えられる。

この後、明治 16 年 6 月 1 日判決、溝尻が 8 月 16 日大審院へ上告、明治 17 年 7 月 23 日大審院の判決により、大阪控訴裁判所の判決が破毀された。大審院は、多門院が主張する旧舞鶴藩日記が京都府庁内で未発見、明和年中の文書が溝尻と与保呂・常の取り交わしで多門院が含まれない点から、証拠にならず溝尻の主張を排斥した大阪控訴裁判所の判決を不当として、この裁判を広島控訴裁判所へ移した⁽¹⁶⁾。

3 明治 19・20 年広島控訴裁判所での裁判

3-1 近世文書と実地の慣行

明治 19 年の裁判は広島控訴裁判所で行われ、まず溝尻より 4 月 26 日「野山入会差拒壹件、大審院破毀裁判後之審判願」が提出され、つぎのような主張が行われた⁽¹⁷⁾。

- ①論山は往古より両村の肥草・薪取の入会、新林新畑開発の中止と草山への復旧指示、証拠の明和元年文書引用
- ②明和 2 年多門院が論山にて新畑開発、藩の処分あり、証拠の明和 2 年文書引用
- ③天保 14 年多門院が論山にて新畑開発、藩の処分あり、証拠の天保 14 年文書引用
- ④旧舞鶴藩日記写の記事は、溝尻が論山全部に入会権ありの証拠
- ⑤多門院側の字平尾の入会証拠も、同様に論山全部に入会権ありの証拠
- ⑥多門院開発の新林を潰す権利を持つ、証拠の文書引用
- ⑦多門院内で溝尻が薪取の肥草を多門院が掠奪し、償金を溝尻へ支払った
- ⑧生活に緊要な場所のため、争論中に地方庁へ入山申請し許可された
- ⑨旧舞鶴藩郡方役所日記は、京都府が保管するという多門院側の証拠がある
- ⑩旧舞鶴藩日記は、牛窪松軒・城所治郎兵衛の証言の通り、民政上の帳簿のため野田新・木戸益蔵が管理し、その後野田は奉職不在のため木戸が保管する
- ⑪多門院は、木戸預かりの旧藩文書が宗門改帳の反古を利用したもので官簿ではないとするが、旧大参事の証言や、民政係以外に散在しない文書であり正式な旧藩帳簿といえる
- ⑫多門院の地券は、争論期間中に作成されており所有権の証拠にならない
- ⑬山焼は義務ではなく、多門院が勝手に実施したもの

溝尻は、宮津支庁での裁判と同じく、一貫して近世文書、旧舞鶴藩文書を中心に証拠として文書を利用し主張を展開している。

この審判願に対して、多門院は 8 月 23 日「上申書」によって、つぎのように反論している⁽¹⁸⁾。

- ①木戸益蔵は地方代官役の家柄、溝尻の大庄屋木船衛門と懇親の仲で故意も可能
- ②木戸が所持する文書が証拠になるなら、なぜ豊岡県の裁判で無証拠となったのか
- ③溝尻の証拠は、以前謄写した内容と文言が違い、年月が追加されている
- ④明和元年文書は、旧舞鶴藩民政係が管轄、木戸が偽作可能
- ⑤旧舞鶴藩政文書は豊岡県に引き継ぐはず、なぜ私人の木戸が所持しているのか
- ⑥証拠で提出した与保呂下村大庄屋のように、大庄屋文書は民間の反古文書となり、特に宗門改帳は自由に利用可能な古紙
- ⑦溝尻側の証拠とする山の字は、多門院野山の古来の字にはない
- ⑧宮津支庁への裁判関連文書が検印がなく本紙ではない

表2 明治20年証拠物

番号	年月日	表題	作成・宛名・備考
16号	明治14年2月14日	[明和元年分旧舞鶴藩日記預、目下検索中連絡]	京都府地券係→
17号	慶応2年・明治3年	幾利支丹宗門御改帳（慶応2年与保呂下、明治3年北吸・長瀬、多門院戸籍一部写）	表紙・1例のみ
18号	明治14年10月13日	[雉子税他旧税上納]	戸長上羽
19号	明治5年11月	当申租税皆済帳	豊岡県庁→多門院
20号	明治15年6月30日	[明治15年分山林原野牧場及雜種地税第1期納税証明書]	加佐郡役所→多門院村戸長
21号	明治15年8月15日	[明治15年分山林原野牧場及雜種地税第2期納税証明書]	加佐郡役所→多門院村戸長
22号	明治18年8月28日	証（18年度山租第1期領収）	戸長木船→多門院村中
23号	明治18年10月28日	証（18年度山林雜種第2期領収）	戸長木船→多門院村中
24号	—	[前控訴溝尻村より差出答弁書の抜粋]	木戸益蔵の日記
25号	—	[旧舞鶴藩土上田所持の歴代役職]	本文なし
26号	明治19年5月20日	返答書（明和期の浜村争論、老人聞伝無）	森村→多門院
27号	明治19年12月31日	御照会（明和期の浜村争論、老人聞伝・文書無）	多門院→行永
28号	明治8年1月7日	[溝尻山論一件、上県要請]	宮津支庁→多門院
29号	明治12年12月7日	[山地処分両村惣代出頭]	加佐郡役所→多門院
30号	明治11年7月20日	御届書（野山税）	多門院→京都府知事
31号	明治11年5月5日	御届書（明治6年差出帳面）	多門院→宮津支庁
32号	明治11年5月5日	御届書（明治6年差出帳面）	溝尻→宮津支庁
別紙	—	[溝尻山税納付]	
33号	明治11年5月6日	[明治6年地租名称改正書類差出]	多門院→京都府知事
別紙	—	[多門院正納・竪税・雉子税納付]	

出典：多門院区有文書 196（明治20年4月24日）

⑨多門院は、近世の鍛冶炭税、明治の山税を支払い、溝尻は支払いなし

⑩山焼は猪鹿の害獸駆除に必要であるが、溝尻は山焼を実施していない。

⑪論山の蓬摘の文書がないので証拠にならないとするが、蓬は論山以外には生えておらず、溝尻は論山の実地を知らない

文書を所持していた木戸と溝尻在住の大庄屋木船との関係、藩政文書の引き継ぎの問題、木戸の偽作示唆、論山の税支払い、山焼・蓬など実地の慣行に基づいた主張といえる。特に宗門改帳の反古で作られた文書について、溝尻は宗門改帳は民政係以外に存在しないとし、多門院は大庄屋文書に存在すると、近世文書の保管方法にも言及している。一般的には、宗門改帳は藩へ提出分と庄屋・大庄屋へ保管する控があり、多門院の主張が現状に近いといえる。

3-2 新たな証拠と宗門改帳

翌明治20年1月18日多門院の「最終弁論書」下書では、木戸と木船の親密性、各文書の信憑性、山税上納の詳細を主張し、最後に証拠物の概略を説明する⁽¹⁹⁾。証拠物は、乙1号から33号まであり、別に参考としてこれまでの裁判の上申書などが6号分記される。この証拠物の内容は、同時期の多門院の「証拠物之写」から判明する⁽²⁰⁾。表紙

に 16 号から 33 号までとあり、本文の最初にも 15 号までは明治 14 年 10 月 6 日控訴の際に提出したので省略するとある。証拠物の詳細は表 2 に示したが、ほとんどが明治 10 年代のもので、27 号のように明治 19 年 12 月 31 日と直前の文書も一部含まれる。16 号の明治 14 年 2 月 14 日京都府地券係の回答には、旧舞鶴藩日記は目下検索中であり、溝尻が証拠とする日記は京都府が継承するが所在不明と反論の根拠になっている。

17 号は、「幾利支丹宗門御改帳」慶應 2 年与保呂下、明治 3 年北吸・長濱、多門院戸籍写の 4 冊が記されている。これらは先にみた宗門改帳の反古を利用した日記の論点に関する証拠である。このうち、現存文書中に、北吸の明治 3 年「幾利支丹宗門御改帳」があり、表紙裏に朱で「明治十九年第四十一号、明治二十年一月十七日、広島控訴院、控訴院評定官津村一郎閲（印）」と閲印が押されており、証拠として提出されたと考える⁽²¹⁾。同様に多門院戸籍写にも、広島控訴院の押印がある⁽²²⁾。「最終弁論書」の証拠の説明には、「本証」として現物が提出されており、続いて「右ハ甲第弐号証ハ何時ニテモ作為シ得ヘキ紙質ナルヲ証スルモノナリ」とある。つまり溝尻の主張する日記の真正について、宗門改帳の反古という点から、偽造可能であったことを証明する証拠であった。これらの宗門改帳は、与保呂下村大庄屋が所蔵する文書であり、多門院へ協力した村の存在を指摘できる。一方で、多門院自村の村方文書が存在せず、宗門改帳のような各村で作成された文書でも他村の協力が必要であった実態も判明する。

4 桐実と山論

4-1 堂奥と溝尻の山論

このような山論が発生した背景のひとつに、当時の桐実生産があげられる。すでに桐実と山論について、堂奥と溝尻の事例を分析しており、その概略を述べた上で多門院の実態をみていきたい⁽²³⁾。

桐実は維新以前から米と同価格、農村の貴重な現金収入であり、加佐郡内各地で生産された。郡全体の生産量は、明治 17 年 3247 石から明治 34 年 900 石と 3 分 2 に減少したが、明治 43 年までほぼ全国 3 位の生産量を維持していた。明治 17 年「加佐郡村誌」に収録される郡内 149 町村の内、物産に桐実をあげるのは 49 町村、全体の約 3 分 1 を占める。全体の生産量は 3247 石、最大は舞鶴町 830 石（全体の 26%）、100 石以上が 7 村もあり、全体の半数となる。

しかし桐畑は、田の肥料とした草を刈る野山で栽培することが多く、他村との山論に発展した。嘉永 5 年（1852）、堂奥にある堂奥・溝尻・多門院 3 か村の入込山に新林 23 ヶ所と桐実畑が作られ、堂奥と溝尻の山論となった。この場所は、先年來の山論場所とあり、田辺藩の代官・手代が出役し、両村立会の上で面積を改め、年貢地 4 畝 25 歩を村の中で歩付し 42 ヶ所半を設定した。そして今後、溝尻は種物が植えてある場所への入込や牛引きを禁止、桐木を損じない、桐実を拾わない、田の畔岸で草刈りをしないという誓約を出した。これは 3 か村の柴草を採取する山であった野山（柴草山）へ、堂奥が植林し、新しい換金作物として桐実を植えたため、柴草採取量が減少し山論に発展したものである。

この山論は明治 13 年に同じ内容で再発する。同年 4 月 26 日溝尻の代言人青内勝之がまとめた「桐実山再検査ニ付見込ミ」によると、溝尻は堂奥の桐実畑の面積が拡大し、野山の苅草場が減少したと主張した。再検査の結果、堂奥の主張の通り面積の変更はなく収束した。明治 15 年 4 月には、桐実畑の面積は 15 町 6 反 7 畝 13 歩、6268 本あった。この時期は、多門院と溝尻の山論期間と一致しており、明治 12 年 12 月京都府によつ

て多門院所有の野山と確定し、明治 14 年 1 月溝尻が再び裁判を起こす間の一件である。溝尻が多門院との山論に敗訴し争論相手を堂奥へ変更したが、そこでも敗れたため再び多門院へ変更したとも考えられる。

4－2 多門院の桐実生産

一方多門院では、明治 12 年 12 月 5 日「山反別書上」によると、柴草山 12 町 1 畝 15 歩、桐実山 21 町 1 畝 12 歩、立木山 10 町 2 反 13 歩とあり、桐実山は山林全体のほぼ半数の 49% を占める⁽²⁴⁾。明治 17 年「加佐郡村誌」には、多門院の物産として桐実 50 石とある。他の物産の大豆 3 石、小豆 7 斗 5 升、菜種 2 石 5 斗と比較しても生産量が多い。

また明治 10 年 8 月「山論二付進達留」には、当時の桐実生産の実態が判明する「桐実手数仕出し」がある⁽²⁵⁾。山論に関して多門院から宮津支庁へ提出された文書であり、まず「拙村野山之内ニ桐実山無御座候得共、人ニ持分桐実山」とある。つぎにこの民有地にある桐実の収穫方法を述べている。①1 反に桐実苗木 60 本斗、1 本の代金 5 厘位、内 20 本斗位は実がならない。②植手数 3 人斗、中返し 15 年平均 3 人、下草刈 15 年平均 2 人半かかる。③植えてから 16 年目より実がつき、勢木期間は 20 年斗。④1 年間に春中返し平均 4 人、秋下草刈平均 3 人半。⑤実収穫は平均 3 斗、代金 20 錢、慶応 3 ~ 明治 9 年 10 力年平均で 1 石あたり 2 円。⑥落実拾手数 1 石あたり 5 人、仕上同 3 人半、市場・濱までの出荷同 1 人、これらの手数料 1 人あたり平均 3 錢 9 厘斗とある。桐実は収穫までに 16 年かかる長期的な栽培が必要で、苗の 3 分 1 は成長しないなど、手数のかかる作物であった。しかし収穫年には 1 石あたり 1 円 60 錢の利益の出る、貴重な換金作物であったといえる。

おわりに

以上、明治 6 ~ 20 年に発生した、加佐郡多門院と溝尻の山の入会をめぐる山論と裁判について、多門院区有文書を対象資料として、全体の流れを分析した。3 回にわたる裁判では、1 回目は多門院の主張が通るが、その後は上級裁判所へ移り、溝尻の勝訴になったと思われる。その際、多門院は実際の利用や慣行、また明治以後の蓬艾摘手札、地券、山税支払、山焼願を、溝尻は明和、天保期など主に近世文書を証拠として主張を展開した。実際には、多門院の主張通り、村内的一部の山に限り溝尻・堂奥へ入会させている状態であったと思われる。しかし明治 6 年当初から近世文書を証拠として提示できる能力を持ち、旧大庄屋家が村内に存在し、旧地方藩吏木戸益蔵まで巻き込んだ溝尻が、最終的に新たな権利を獲得した。

明治 6 年裁判の最初は古老の伝聞がない、実態がないなどと反論していた多門院も、文書の重要性を感じ、豊岡県での裁判が収束した明治 10・11 年、山論関係の文書をまとめている。明治 10 年 11 月 2 日「山論書類合表」の表紙には「大事」、中表紙に「大切なもの」、明治 11 年 7 月「山論書類」には、「先反古同様ト雖ドモ大切也」、「当分不用ト雖ドモ捨ル事ナラス」とある⁽²⁶⁾。年代不明だが「山論書類種々入、外ニ四袋 合計五袋」、「五之内二号 反故袋 加佐郡第六組多門院村山論係」、そして「山論書類目録」もある⁽²⁷⁾。いずれも山論関係の文書をまとめ袋に入れ目録を作成し、「大事、大切」の文言を記入し、反古も捨てずに集めて保管する意識に変化した。しかし多門院はおそらく庄屋文書が散逸し、有効な近世文書を提示できず、近世期地域行政に携わってきた大庄屋を擁する溝尻に、文書による証明、語りうる歴史の蓄積によって差が開き、宮津支庁の裁判以降不利な展開になっていったと考えられる。

註

- (1) 溝尻村の関連文書として京都府立丹後郷土資料館寄託「大庄屋木船衛門家文書」が現存しているが未確認である（「京都府域関係古文書所在情報の一整理、近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覧」丹後編、京都府立総合資料館『資料館紀要』28、2000年）。
- (2) 舞鶴市郷土資料館所蔵、小室智子氏のご教示による。
- (3) 渡辺尚志『江戸・明治百姓たちの山争い裁判』、草思社、2017年。
- (4) 多門院区有文書 188。
- (5) 多門院区有文書 44。2017年11月23日多門院現地報告会の住民の方の話でも、多門院の山間部になぜか多数の溝尻の土地があるとの認識があった。
- (6) 多門院区有文書 35、206。
- (7) 多門院区有文書 28。
- (8) 多門院区有文書 3、司法省『大審院民事判決録』明治17年7～9月分、1885年、442号、230～234頁（国立国会図書館所蔵 CZ-2811-10）。
- (9) 多門院区有文書 41。
- (10) 多門院区有文書 22。
- (11) この文書の写しは、多門院区有文書 127 がある。
- (12) 多門院区有文書 54。
- (13) 多門院区有文書 18。
- (14) 多門院区有文書 56、10月6日付のものもある。
- (15) 多門院区有文書 41。
- (16) 前掲、司法省『大審院民事判決録』。
- (17) 多門院区有文書 3。
- (18) 多門院区有文書 5。
- (19) 多門院区有文書 145。
- (20) 多門院区有文書 196。
- (21) 多門院区有文書 8。
- (22) 多門院区有文書 7。
- (23) 東昇「幕末・明治期の加佐郡・堂奥村における桐実生産」京都府立大学文化遺産叢書 11『舞鶴地域の文化遺産と活用』2016年、140～156頁。
- (24) 多門院区有文書 22。
- (25) 多門院区有文書 31-2。
- (26) 多門院区有文書 28、33、42。
- (27) 多門院区有文書 10、65～144袋、38。

表紙の解説

	1 2 3
5 (裏)	4
	(表)

- 1 丹後風土記残欠倉部山 = 高梯郷の中心地
(舞鶴市多門院字梯木林) 新谷一幸氏撮影
- 2 大宮壳神社旧本殿の調査風景 近藤史昭氏撮影
- 3 稲の虫送り (舞鶴市多門院) 新谷一幸氏撮影
- 4 舞鶴湾口から青葉山など東地域の山 松岡秀雄氏撮影
- 5 京丹後市大宮壳神社の境内 菱田哲郎氏撮影

京都府立大学文化遺産叢書 (2008 ~)

- 1 南山城・宇治地域を中心とする歴史遺産・文化的景観の研究
- 2 近世伊予越智島地域における流動する人・物・情報
—御用日記・諸願控の総合的研究—
- 3 八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図—地域文化遺産の情報化—
- 4 八幡地域の古文書・石造物・景観—地域文化遺産の情報化—
- 5 丹後・宮津の街道と信仰
- 6 城陽市域の地域文化遺産—神社・街道の文化遺産と景観—
- 7 熊野の信仰と景観—宗教遺産学の試み—
- 8 石見銀山域の歴史と景観—世界遺産と地域遺産—
- 9 和束地域の歴史と文化遺産
- 10 八幡・南山城地域の寺院資料と信仰—京都府歴史資料調査—
- 11 舞鶴の文化遺産と活用
- 12 「丹後の海」の歴史と文化
- 13 古代寺院の儀礼・経営に関する分野横断的研究



京都府立大学文化遺産叢書 第14集
舞鶴・京丹後地域の文化遺産

編 集 東 昇・菱田 哲郎
発 行 京都府立大学文学部歴史学科
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5
発行日 2018年3月30日
印 刷 サンケイデザイン株式会社
〒603-8165 京都市北区紫野西御所田町14番地2